EMS (Emergency Medical Service)機能の運用ルール

EMS 機能とは

EMS 機能とは、連携施設の患者 ID 番号が判明している場合に、患者 ID 入力欄に「患者 ID@ems」と 入力することにより、EMS 開示を許可している施設の診療情報取得・開示を自動的に行う機能である。 EMS 機能を用いることにより、救急搬送あるいは紹介状を持たずに受診した患者さんの診療情報(投薬 内容や最近の血液検査等)を、患者さんの同意のもとに、いしかわネットを用いて迅速に閲覧することが 可能となる。

1) EMS 機能を利用可能な機関と職種について

- ・いしかわネットでは当面の間、EMS は医療機関でのみ使用を許可する。EMS の使用は、医師が診療 上、緊急に診療情報の取得が必要と判断した場合に限る。
- ・EMSによる情報取得には時間がかかるので、情報を閲覧する医療機関の医師の責任のもとで、各医療機関のポリシーに従って許可された職種(看護師や事務職員等)が使用することを認める。

※ 金沢市の医療機関(注:ハートネットホスピタル参加施設)については、患者さんからハートネットホスピタル参加カードを提示された場合に限り、ハートネットホスピタルの運用に従い EMS 機能を利用して下さい。

2) EMS機能利用の同意取得について

- ・EMS を利用して閲覧を希望する医療機関が、患者あるいは患者の家族から同意を取得すること。 ※従来の同意書と同様で医師の指示のもとであれば、必ずしも医師が取得する必要はない。
- ・EMS 同意書あるいは従来のいしかわネットの同意書を用いて同意を取得する。生命の危機に関する緊急時などやむを得ない場合は口頭での同意も可とするが、カルテに同意を得たことを記載すること。

想定されるケース

- ①今後も継続して診療情報共有するかどうか決まっていない場合(日常的にあまり連携していない医療機関の場合) EMS 説明書を使って説明し、EMS 同意書を取る。継続して診療情報を共有することになった場合は 改めて従来の同意書を取得する。
- ②今後も継続して診療情報を共有することが想定される場合(日常的によく連携している医療機関の場合) EMS 説明書を使って説明し、従来の同意書を取得する。サインは従来の同意書のみで可。

3) EMS機能を利用する際の連絡について

・EMS を利用する場合は、事前に当該医療機関に電話などで EMS を使用することと、使用を希望する 理由を連絡する。 ※連絡に関しては、必ずしも医師が行う必要はない。

- ・ただし、夜間や休日など当該医療機関の診療時間外の場合や、担当者が不在の場合は後日(1週間以内)でも可とする。 ※事前に連絡してあれば、事後に連絡する必要はない。
- ・可能であれば、ID-Link のノート欄にも簡単に閲覧理由を記載する(当面は努力義務とする)。 例)発熱で時間外受診したため、など。

4) EMS 機能利用後の後処理

①救急ボタンの解除

- ・EMS を使用した場合、情報を閲覧された医療機関と情報を閲覧した医療機関の当該患者の ID-Link の 画面に救急マークが表示される。情報を閲覧した機関も、閲覧された機関も共に救急ボタンの解除作業 が必要。
- ②継続して情報共有する場合
- ・EMS 仮 ID の付け替え、紐づけ作業
- ③継続して情報共有しない場合
- ・EMS 仮 ID の削除、アクセス権限削除

5) EMS 使用許可施設設定

・ID-Link には、EMS の使用を許可する機関を制限できる機能がある。いしかわネットのデフォルトはすべての機関で「可」とするが、各医療機関のポリシーで EMS 使用不可の施設を設定することも出来る。

6)情報取得期間

・EMS を利用して取得することが出来る期間は、3か月とする。

7) 画像のダウンロード

・EMSでは画像のダウンロードは「不可」とする。

EMS 機能に関する Q&A

Q1: どこの医療機関の情報でも閲覧することができますか?

GW公開機関(情報提供病院)の情報は、ID-Link に登録している患者だけではなく、電子カルテに登録されているすべての患者のデータ (GW 公開機関が閲覧を許可している情報のみ)を閲覧することが可能です。

EMS は、単なる「緊急時診療情報閲覧システム」というよりも、「緊急時簡易患者登録システム」であるとご理解ください。EMS の活用により迅速に両医療機関での当該患者の紐づけ作業が行われることになります。夜間や緊急時など情報処理の担当者がいない時間帯でも、ID-Link にアクセスできる ID を付与されていればだれでも紐づけ作業が行えます。また、通常は紐づけ作業ができない GW 公開機関以外の機関でも、簡易的に紐づけ作業が可能です。紐づけ作業が終了後に、診療情報を参照することが可能となるわけです。

ストアクライアント公開機関(電子カルテ情報を ID-Link にアップロードできる機関)や手動公開機関(従来の情報閲覧施設)の情報については、すでに ID-Link に登録してある患者で、ID-Link 上にアップロード済の情報のみ閲覧が可能です。

尚、EMS による紐づけ作業が終了後に、情報を閲覧された医療機関と情報を閲覧した医療機関の当該 患者の ID-Link の画面に救急マークが表示されますので、必ず EMS を使用した痕跡が残ります。

Q2:どの施設からも EMS は使用可能ですか?

設定上は、どの施設からも EMS は使用可能ですが、いしかわネットのルールとして、当面の間は EMS の使用は医療機関において医師が緊急に診療情報の取得が必要と判断した場合に限ることとします。

EMSによる情報取得には時間がかかるので、情報を閲覧する医療機関の医師の責任のもとで、各医療機関のポリシーに従って許可された職種(看護師や事務職員等)が使用することは可とします。もちろん、医師以外の職種が閲覧できる情報は、情報を閲覧される医療機関のポリシーで設定した職種フィルターの制限が適応されます。

ID-Link には、EMS の使用を許可する機関を制限できる機能もありますので(デフォルトではすべての機関が使用可能)、各医療機関のポリシーで制限を希望される場合は、ICC にお問合せ下さい。

※ 金沢市の医療機関(注:ハートネットホスピタル参加施設)については、患者さんからハートネットホスピタル参加カードを提示された場合に限り、ハートネットホスピタルの運用に従い EMS 機能を利用して下さい。

Q3:勝手に EMS で情報を閲覧してもよいのですか?

いしかわネットのルールとして、EMS を使用する場合は、事前に診療情報を閲覧する相手の医療機関に連絡することとします。ただし、休日や夜間で相手の医療機関が診療していない場合や、担当者が不在の場合は事後(7日以内)でも可とします。

EMS を使用した場合、情報を閲覧された医療機関と情報を閲覧した医療機関の当該患者の ID-Link の 画面に救急マークが表示されますので、ルールに違反して使用した場合はすぐに判明します。 医師が緊

急に診療情報の取得が必要と判断した場合には遠慮なく使っていただいてもかまいませんが、必ずルールを遵守してください。

意図的にルールを破った場合は、いしかわネットの使用を差し止める場合があります。事例によっては、個人情報保護法違反に該当し、訴訟や刑事事件になる可能性もありますので、必ずルールを遵守してください。

Q4:EMS で情報共有した患者の情報は、その後もずっと閲覧することができますか?

緊急時の診療が終了後、継続して診療情報を共有する場合は、改めて紐づけ作業をしてください。継続 して診療情報を共有しない場合は、リンク解除の作業をしてください。

尚、情報共有の継続の有無にかかわらず、救急ボタンの解除の作業が必要です。

Q5: 救急ボタンの解除は誰がやってもよいのですか?

現在の ID-Link の設定では、救急ボタンの解除は「操作者」のみに可能です。

ID-Linkには、「操作者」と「作成者」の2つの権限があります。GW公開機関では、診療情報の担当者が「操作者」となって、現場で使う者は「作成者」のIDを付与されています。白山ののいち地区の医療機関は、公立松任石川中央病院の担当者が「操作者」となり、一般の診療所等には「作成者」IDが付与されています。同様に、ハートネットホスピタルでは、金沢市医師会事務局が「操作者」となり、他機関には「作成者」のIDが付与されています。白山ののいちと金沢市以外の地区では、各診療所に1つ「操作者」のIDが付与されています。

救急ボタンの解除は「操作者」のみに可能ですので、救急ボタンを解除する際には、白山ののいち地区の機関は公立松任石川中央病院に、ハートネットホスピタルに所属している機関は金沢市医師会に連絡してください。それ以外の地域の医療機関で、解除方法が分からないときは、ICC にお問合せ下さい。

尚、昨年から始まった ICT 連携モデル事業における訪問看護ステーションには、「作成者」ID のみを付与されています。いしかわネットでは、当面の間、医療機関において医師の指示の下でのみ EMS の使用を認めていますので、訪問看護ステーション等では EMS 機能を絶対に使わないでください。訪問看護ステーションでは、救急ボタンの解除は出来ません。

補足:老健と特養の取り扱いについて

老健(介護老人保健施設)は、常勤の医師の配置が必要で、医療法でも医療機関と規定されています。 特養(介護老人福祉施設)は、嘱託医が配置され、医務室は医療法上の医療機関として届けられていま す。老健と特養は、病院や診療所に準じて、医師の指示のもとでいしかわネットの同意書の取得や、EMS の使用を可とします。

グループホーム、ケアハウス、サ高住など医師の配置が義務付けされていない施設については、同意書は訪問診療をしている医師の医療機関名で取得するということになります。

EMS 機能を使用する現場のイメージ例

1. GW 公開機関(情報提供病院) A に通院中の方が、夜間に GW 公開機関 B に救急搬送された。患者は会話することができるが、GW 公開機関 A での診療内容を詳細に伝えることができない。救急外来の医師は、普段この患者が内服している薬の情報や最近の血液検査結果等の診療情報が診療上不可欠と判断した。

医師(あるいは看護師、事務職員等)は、患者に EMS を使用することにより GW 公開機関 A の診療情報を取得することを説明し、EMS の同意書にサインをいただいく(今後も連携することが見込まれる場合は従来の同意書でも可)。医師(あるいは看護師、事務職員等)は、GW 公開機関 A に EMS を使用したいことを連絡し、GW 公開機関 A の ID 番号を教えてもらって、EMS を使用。

※GW 公開機関の情報は、ID-Link に登録している患者だけではなく、電子カルテに登録されているすべての患者のデータ (GW 公開機関が閲覧を許可している情報のみ)を閲覧することが可能です。EMS は、単なる「緊急時診療情報閲覧システム」というよりも、「緊急時簡易患者登録システム」であるとご理解ください。

2. ストアクライアント公開機関(電子カルテの情報を ID-Link にアップロードしている機関)の A クリニックに通院中の方が、夜間 GW 公開機関 B の救急外来に救急搬送された。意識不明の状態であるが、 A クリニックの診察券を持っていた。 救急外来の医師は、普段この患者が内服している薬の情報や最近の血液検査結果等の診療情報が診療上不可欠と判断した。

本人は意識不明なので、医師は患者の家族に電話で状況を説明し、口頭で EMS を用いて A クリニックの情報を得ることの同意をもらう。口頭で同意を得たことを電子カルテに記載する。A クリニックは時間外で連絡がつかないので、EMS を使用したことは後日伝えることとして、EMS を使用。

※ストアクライアント公開機関の診療情報は、いしかわネットに登録され、すでに ID-Link 上にアップロードされた情報のみ参照が可能ですので、現状では活用できるケースは少ないと思われます。

3. GW 公開機関 A に通院中の方が、日中の診療時間に近所のかかりつけの診療所 B に体調不良で急遽来院した。最近薬が追加になったというが、お薬手帳を持っていない。患者は今後も GW 公開機関 A に通院しながら、急遽具合が悪くなった時などには診療所 B での加療を希望している。

患者に、いしかわネットと EMS の説明をして、いしかわネットの従来の同意書にサインをしてもらう。いしかわネットの登録は後で正式に行うこととして、取り敢えず本日の診療に必要な情報を収集するために、GW 公開機関 A に EMS 使用したいことを連絡し、GW 公開機関 A の ID 番号を教えてもらって EMS を使用。

同意書を GW 公開機関 A に送付して、いしかわネットの正式な紐づけ作業をしてもらう。